

宮城県社会福祉協議会職員給与等支給規則

平成17年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第2号
平成17年5月24日	宮城県社会福祉協議会規則第13号
平成18年1月1日	宮城県社会福祉協議会規則第17号
平成19年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第23号
平成22年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第40号
平成23年6月1日	宮城県社会福祉協議会規則第47号
平成24年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第54号
平成25年3月19日	宮城県社会福祉協議会規則第59号
平成26年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第67号
平成27年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第72号
平成27年10月14日	宮城県社会福祉協議会規則第77号
平成28年3月18日	宮城県社会福祉協議会規則第81号
平成29年3月17日	宮城県社会福祉協議会規則第91号
平成30年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第104号
平成30年12月12日	宮城県社会福祉協議会規則第108号
平成31年3月12日	宮城県社会福祉協議会規則第113号
令和2年3月10日	宮城県社会福祉協議会規則第123号
令和2年6月10日	宮城県社会福祉協議会規則第130号
令和3年3月9日	宮城県社会福祉協議会規則第141号
令和3年11月24日	宮城県社会福祉協議会規則第144号
令和4年3月9日	宮城県社会福祉協議会規則第150号
令和5年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第156号
令和6年1月1日	宮城県社会福祉協議会規則第165号
令和6年3月7日	宮城県社会福祉協議会規則第167号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は宮城県社会福祉協議会職員就業規則（平成17年4月1日制定以下「職員就業規則」という。）第62条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「この法人」という。）に採用されたものであって、一定の給与を受けて常時勤務に服する者（常勤再雇用職員、非常勤再雇用職員、第一種嘱託職員、第一種非常勤嘱託職員、第二種嘱託職員、第二種非常勤嘱託職員、第一種臨時職員、第一種短時間労働者、第二種臨時職員、第二種短時間労働者、登録ヘルパーを除く。）をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 基本給 第4条に定める給料表における級ごとの号俸の額をいう。
- (5) 1時間当たりの給与額 基本給、管理職手当、業務手当及び採用困難職種調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を年間所定労働時間数で除した額をいう。

第2章 給 与

(給料)

第3条 給料は職員就業規則第4条による勤務に対する報酬であつて、この規則で定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、採用困難職種調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直勤務手当、管理職特別勤務手当、業績基礎手当及び業績反映手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉職給料表 (別表第1)
- (2) 医療職給料表 (一) (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (二) (別表第3)
- (4) 医療職給料表 (三) (別表第4)
- (5) 技能職給料表 (別表第5)

(給料表の適用)

第5条 職員に適用される第4条の給料表の適用対象は、次のとおりとする。

適用対象	適用給料表
他の給料表の適用を受けないすべての職員	福祉職給料表
医師	医療職給料表 (一)
管理栄養士、作業療法士、理学療法士の職にある職員	医療職給料表 (二)
看護師、准看護師の職にある職員	医療職給料表 (三)
技師 (運転技術)、技師 (調理)、技師 (業務) の職にある職員	技能職給料表

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務に分類するものとし、その分類は、職務基準表 (別表第6) のとおりとする。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の職員の職務の級及び号俸は、初任給基準表 (別表第7) による。

2 前項により難い時は、経験年数、学歴、免許、技術等を考慮して会長が別に定める。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、毎年1回とし、昇給を実施する日 (以下「昇給日」という。) 前1年間の期間を良好な成績で勤務した場合に実施するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準とし、会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 基本給の額がその属する職務の級における最高の号俸に達した職員及び年齢55歳に達した職員については、それぞれ達した日の属する年度の翌年度以降については、前項の規定にかかわらず昇給しない。

(昇給の時期)

第8条 前条第1項の昇給日は、1月1日とする。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、月1回にその全額を支給する。

2 給料の支給日 (以下「支給日」という。) は、各月21日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給し、死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 前2項の規定に掲げる場合で、月の初日から支給するとき以外、又は月の末日まで支給するとき以外は、その給料額に、その期間の現日数から職員就業規則 (平成17年4月1日施行) 第5条の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

6 次に掲げるものは給料支給のとき控除する。

- (1) 所得税及び県市町村民税
- (2) 社会保険料
- (3) その他控除協定に基づくもの

7 給与は、職員の申し出により口座振替の方法により支払う。

(昇格の場合の基本給の額)

第 10 条 職員を昇格させた場合におけるその者の基本給の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基本給の額とする。

- (1) 昇格した日の前日に受けていた号俸が昇格した職務の級の最低の号俸の額に達しない号俸であるとき 昇格した職務の級の最低の号俸
 - (2) それ以外るとき 昇格した日の前日に受けていた号俸の直近上位の額の号俸
- (降格の場合の基本給の額)

第 11 条 職員を降格させた場合におけるその者の基本給の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基本給の額とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ号俸が降格した職務の級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ額の号俸
- (2) 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ号俸が降格した職務の級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給の額の直近下位の額の号俸

(管理職手当)

第 12 条 管理職手当は、別表第 8 に掲げる管理職にある職員に対し、別表第 9 に掲げる月額を支給する。

2 前項の管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当は支給することができない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった場合を除く。）

(扶養手当)

第 13 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他の生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう

- (1) 配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については、6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については、1 人につき 10,000 円、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については、1 人につき 6,500 円とする。

4 扶養親族である子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定に関わらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 14 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届け出に係るものがない場合においてその職員に同項第

1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を改定する。

前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第15条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

3 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、会長に届け出なければならない。

住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、住居手当の支給開始については、前項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を変更して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道、高速自動車道等の利用に係る特別の料金を含む。（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著し

- く困難である職員以外の職員であって交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の定める額とする。
 - (1) 同条第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（その額に高速自動車道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額が含まれている場合は、当該額の2分の1の額を減じて得た額。以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二つ以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 同条第1項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち普通自動車並びに二輪自動車以外の小型自動車及び軽自動車を使用する職員にあっては別表第10のとおり額とし、その他の職員にあっては別表第10の1のとおり額
 - (3) 同条第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して会長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは10,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は、前号に定める額
 - (4) 運賃等の相当額の算出の基準については、運賃・時間・距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額
 - 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第8項に定める日に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の会長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して会長が別に定める額を返納させるものとする。
 - 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として会長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
 - 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、会長が別に定める。
 - 7 職員は、新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合には、その通勤の実情をすみやかに会長に届け出なければならない。同項の職員が、住居、通勤経路若しくは通勤の方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
 - 8 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれの者が離職し又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。
 - 9 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
 - 10 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日

から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

(単身赴任手当)

第 17 条 勤務箇所を異にする異動、又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から、当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して、通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して、通勤困難であると認められない場合はこの限りでない。

- 2 単身赴任手当の支給となる通勤距離は、60 キロメートル以上であることとする。ただし、通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から、通勤距離 60 キロメートル以上の場合と同程度に通勤が困難と会長が認めた場合には、単身赴任手当を支給する。
- 3 単身赴任手当の月額は、26,000 円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により策定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が 100 キロメートル以上である職員にあっては、その額に 45,000 円を超えない範囲内で別表 10 の 2 の交通距離の区分に応じて加算した額とする。
- 4 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他これに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
- 5 新たに同条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める単身赴任届により配偶者等の別居の状況等を速やかに会長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。
- 6 会長は、職員から前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を確認し、その者が同条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 7 会長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。
- 8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに同条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が支給の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、同条第 5 項による届け出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 9 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 10 会長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が、同条第 1 項の職員たる要件を具備しているかどうか、及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうか随時確認するものとする。
- 11 会長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(業務手当)

第 18 条 業務手当は、次に掲げる職にある職員に対し、月額 3,000 円を支給する。

- (1) 介護支援専門員
 - (2) サービス管理責任者
 - (3) 相談支援専門員
- 2 前項の業務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
 - 3 職員が月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、業務手当は支給することができない。
 - (1) 外国に出張中の場合
 - (2) 勤務しなかった場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若

しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができなかつた場合を除く。)

(採用困難職種調整手当)

第 19 条 採用困難職種調整手当は、次に掲げる職にある職員に対し、支給する。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師

2 前項の採用困難職種調整手当の額は、その職員の基本給の額に次に掲げる率を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を支給する。

- (1) 看護師(管理職手当支給対象の看護師を除く) 100 分の 8
- (2) 管理職手当支給対象の看護師 100 分の 2
- (3) 准看護師 100 分の 2

3 職員が月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、採用困難職種調整手当は支給することができない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかつた場合(業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができなかつた場合を除く。)

(特殊勤務手当)

第 20 条 特殊勤務手当は、組織規則第 3 条第 2 項表の項の施設に所属する職員(医療職給料表の適用者を除く。)で死体の清拭等の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、死体 1 体につき 1,000 円とする。

3 特殊勤務手当は、月の 1 日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第 21 条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に認められている場合を除くほか、その勤務しない時間につき、第 2 条第 5 号に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

(時間外勤務手当)

第 22 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 2 条第 5 号に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、第 2 項で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、第 12 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、支給しない。

(1) 正規の勤務時間に割り振られた日(休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項に規定する各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合は、次に掲げる割合とする。

(1) 前項第 1 項に掲げる勤務における正規の勤務時間外に勤務した場合は、勤務した 1 箇月(起算日は、月の 1 日とする。)の時間数に応じて、次の掲げる割合とする。

イ 1 箇月の時間数が 45 時間以下の場合 100 分の 125

ロ 1 箇月の時間数が 45 時間を超えて 60 時間以下の場合 100 分の 130

ハ 1 箇月の時間数が 60 時間を超えた場合 100 分の 150 (60 時間を超えたうち、職員就業規則第 33 条に規定する代替休暇を取得した時間数に対しては、100 分の 130 とする。)

(2) 前項第 1 項に掲げる勤務における正規の勤務時間外に勤務した 1 年間(起算日は、4 月 1 日とする。)の時間数が 360 時間を超えた場合の割合は 100 分の 135 とする。

(3) 前項第 2 号に掲げる勤務における勤務時間外の勤務の場合は、100 分の 135 とする。

3 前項第 1 号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等が第 1 号に掲げる勤務で、正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間の合計が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125 を加算した割合)を乗じて得た額とする。

4 時間外勤務手当は、月の 1 日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

(休日勤務手当)

第 23 条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第2条第5号に規定する勤務1時間当たりの給与額100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、第12条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、支給しない。

3 前項にかかわらず、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

4 休日勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

(夜間勤務手当)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、第2条第5号に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

(宿日直勤務手当)

第25条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務回数に応じ、宿日直手当を支給する。

2 宿日直勤務手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円(組織規則第3条第2項表の項の施設に勤務する職員で、児童等と直接接することを常例とする職員の行う2交替制通し勤務の場合における宿直勤務については1回につき6,100円、ただし、5時間未満の勤務の場合は、1回につき3,050円)とする。ただし、5時間未満の勤務の場合は、1回につき2,200円とする。

3 宿日直勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

4 第1項の勤務は、第22条第1項、第23条第2項、第24条の勤務には含まれないものとする。

(管理職特別勤務手当)

第26条 第12条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別表第8に掲げる職に応じ、それぞれ別表第11に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は100分の150を乗じた額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別表第8に掲げる職に応じ、それぞれ別表第11の1に掲げる額とする。

(業績基礎手当)

第27条 業績基礎手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。)に対して、それぞれの基準日に属する月の6月30日及び12月10日(これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれの日前において、それぞれの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日。以下この条から第29条までにおいて、これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第33条第6号の規定の適用を受ける職員及び会長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 業績基礎手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績基礎手当の額(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第72条の規定に

よる懲戒免職の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第 60 条の規定により失職した職員（同条第 3 号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までに離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 第 29 条第 1 項の規定により業績基礎手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 29 条 会長は、支給日に業績基礎手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績基礎手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績基礎手当を支給することが、本会に対する信頼を確保し、業績基礎手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による業績基礎手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容をこの法人広報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
 - 4 一時差止処分を受けた者は、会長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
 - 5 会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときはこの限りではない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績基礎手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
 - 6 前項の規定は、会長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 7 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（業績反映手当）

第 30 条 業績反映手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。）に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日に属する月の 6 月 30 日及び 12 月 10 日（これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれの日前において、それぞれの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日。以下この条において、

これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第72条に該当して同規則第60条の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 業績反映手当の額は、それぞれの基準日現在において、業績反映基礎額に、会長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する業績反映手当の額の総額は、職員の業績反映基礎額に当該職員がそれぞれのその基準日現在において受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の業績反映基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき基本給の額とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第30条第1項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定職員の給与)

第31条 この規則の規定にかかわらず、県等を高齢の勸奨等をうけて退職し、この法人に採用された職員の給与は、会長が他の職員との均衡を考慮して別に定める。(再雇用職員等及び第一種嘱託職員等、第二種嘱託職員等並びに第一種臨時職員等、第二種臨時職員等の給与)

第32条 常勤再雇用職員、非常勤再雇用職員、第一種嘱託職員、第一種非常勤嘱託職員、第二種嘱託職員、第二種非常勤嘱託職員、第一種臨時職員、第一種短時間労働者、第二種臨時職員、第二種短時間労働者、登録ヘルパー及び常勤を要しない職員等の給与は、他の職員との均衡を考慮して会長が別に定める。

2 前項の給与で月額をもって定めたものについてはその月分を、又日額をもって定めたものについては、当該月の初日から当該月の末日までにかかる分をそれぞれ第9条に定める給料支給日に支給する。

(休職者の給与)

第33条 職員が休職にされたときの給与については、就業規則に別段の定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第52条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

(2) 職員が結核性疾患にかかり就業規則第52条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(3) 職員が前2号以外の心身の故障により就業規則第52条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(4) 職員が就業規則第52条第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(5) 職員が就業規則第52条第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の70以内(その原因である災害が業務上の災害と認められた場合は100分の100以内)を支給することができる。

(6) 第2号、第3号又は第5号に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは、就業規則第59条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により、業績基礎手当を支給することができる。

(7) 前号の規定の適用を受ける職員の業績基礎手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「同条第6号」と読み替えるものとする。

(規定の準用)

第34条 本章に定めるもののほか、必要な給与の支給手続き等に関し必要な事項は、県の職員に対する給与支給についての関係規定並びに関係通達を準用する。

第3章 雑 則

(特例)

第 35 条 財政事情その他特別な事情により、この規則の定めによることができないときは、理事会の承認を得て、法令に違反しない範囲において、会長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(規則の廃止)

2 宮城県社会福祉協議会職員給与規程（平成 2 年 12 月 20 日制定）は、廃止する。

(昇給の特例)

3 第 8 条第 2 項の規程にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に職員として在職する職員、社会福祉法人宮城県福祉事業団に職員として在職する職員及び、財団法人宮城いきいき財団に職員として在職する職員のうち年度末の年齢が 55 歳以下の者については、基本給の額がその属する職務の級における最高の号俸に達した職員であっても、その者の属する職務の級の最高の号俸とその直近下位の号俸との差額をその者の現に受ける給料月額に加えた額に昇給することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 この項から附則第 8 項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 改正前の規則 改正前の職員の給与に関する規則をいう。

(2) 改正後の規則 改正後の職員の給与に関する規則をいう。

(3) 旧寒冷地 改正前の旧宮城県社会福祉協議会職員給与規程第 13 条に規定する寒冷地をいう。

(4) 新寒冷地 改正後の規則別表第 7 に掲げる地域をいう。

(5) 経過措置対象職員 平成 17 年 10 月 31 日（以下「旧基準日」という。）から引き続き次に掲げる職員のいずれかに該当する職員をいう。

イ 旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）に在勤する職員（ハに掲げる職員を除く。）

ロ 新寒冷地に在職する職員

ハ 改正後の規則第 31 条第 1 項第 2 号の規定に基づき会長が別に定める勤務地に在勤する職員

(6) 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、改正前の規則第 13 条の規定（以下「旧算出規定」という。）を適用したならば算出される同条の基準日における職員の世帯等の区分に応じた加算額（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 3 項）又は基準日における職員の世帯等の区分に応じた世帯主である職員に対しての扶養親族による基準額（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 5 項）が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

(7) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日における世帯等の区分（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条の基準日における職員の世帯等の区分に応じた加算額（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 3 項）又は基準日における職員の世帯等の区分に応じた世帯主である職員に対しての扶養親族による基準額（改正前の県職員の給与に関する条例第 21 条第 5 項）が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

(8) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象につき、改正後の規則第 31 条第 1 項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、そ

の基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

- 3 基準日（その属する月が平成18年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうちから旧基準日から引き続き前項第5号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正後の規則第31条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。
- 4 基準日（その属する月が平成18年11月から平成22年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第9項第5号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の規則第31条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	6千円
平成19年11月から平成20年3月まで	1万2千円
平成20年11月から平成21年3月まで	1万8千円
平成21年11月から平成22年3月まで	2万4千円

- 5 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第3項第5号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の規則第31条第2項又は第3項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の規則31条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成17年11月から平成18年3月まで	6千円
平成18年11月から平成19年3月まで	1万2千円
平成19年11月から平成20年3月まで	1万8千円
平成20年11月から平成21年3月まで	2万2千円

- 6 改正後の規則第31条第4項の規定は、前3項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは、「改正後の規則附則第3項から第5項まで」と読み替えるものとする。
- 7 附則第5項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められたときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者及び会長が必要であると認める者に対しては、改正後の規則第31条の規定にかかわらず、会長が別に定めるところにより、附則第5項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 8 附則第5項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の規則第31条第6項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「改正後の規則附則第3項から第7項まで」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(第 6 条第 2 項にかかる経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日時点の職にある者は、平成 27 年 3 月 31 日時点の級を適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(給料表切替に係る経過措置)

- 2 改正後の規則の規定による号俸の額が改正前の規則の規定による施行日前の号俸の額に達しない職員は、改正後の規則の規定による号俸の額が改正前の規則の規定による施行日前日の号俸の額に達するまで職員には、その差額を現給保障額として支給するものとする。

- 3 施行日時点の経験年数が一定の職員については、改正後の規則の規定による給料表と改正前の規定による給料表の昇給差額の権衡上の措置として、号俸の額に給料切替調整額を支給することがで

きるものとし、支給対象者、支給額及び支給期間等については、会長が別に定める。

(昇給に係る経過措置)

- 4 施行日時点の経験年数が一定の職員の昇給については、施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員との権衡上の措置として、第7条第2項に規定する昇給の号俸数にかかわらず、令和9年1月1日までの期間は、昇給の号俸数を調整することができるものとし、昇給の号俸数及び期間等については、会長が別に定める。

(職責手当廃止に係る経過措置)

- 5 改正前の規則第13条の規定により職責手当を支給されていた職員のうち、改正後の規則の規定による号俸の額、管理職手当の額及び附則第3項に規定する給料切替調整額の合計額が、施行日前日にその職員が受けていた改正前の規則の規定による号俸の額と職責手当の合計額に達するまで職員には、その差額を職責手当調整額として支給するものとする。

(採用困難職種調整手当に係る経過措置)

- 6 規則第19条第2項に規定する基本給には、附則第2項に規定する現給保障額及び附則第3項に規定する給料切替調整額を含むものとする。

(業績基礎手当及び業績反映手当に係る経過措置)

- 7 規則第27条第2項、規則第30条第2項、第3項に規定する基本給には、附則第2項に規定する現給保障額及び附則第3項に規定する給料切替調整額を含むものとする。

(1時間当たりの給与の額に係る経過措置)

- 8 規則第2条第5号に規定する1時間当たりの給与の額の基本給の月額には、附則第2項に規定する現給保障額、附則第3項に規定する給料切替調整額及び附則第5項に規定する職責手当調整額を含むものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

福祉職給料表 (単位: 円)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700

45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
78	254,800	317,400	342,400	387,100		
79	255,700	318,000	342,900	387,600		
80	256,300	318,600	343,300	388,200		
81	257,000	318,900	343,500	388,700		
82	257,500	319,200	343,800	389,100		
83	258,100	319,800	344,300	389,500		
84	258,700	320,100	344,700	389,900		
85	259,300	320,400	345,000	390,100		
86	260,100	320,700	345,300	390,300		
87	260,800	321,000	345,800	390,600		
88	261,500	321,300	346,200	390,900		
89	262,000	321,700	346,500	391,100		
90	262,800	322,100	346,900	391,400		
91	263,600	322,400	347,300	391,700		
92	264,300	322,600	347,500	391,900		
93	264,700	323,100	347,800	392,100		
94	265,200	323,500				

95	265, 700	323, 700			
96	266, 400	324, 100			
97	267, 100	324, 500			
98	267, 800	324, 900			
99	268, 500	325, 300			
100	269, 200	325, 600			
101	269, 600	325, 800			
102	270, 100	326, 100			
103	270, 500	326, 400			
104	270, 900	326, 700			
105	271, 100	327, 100			
106	271, 300	327, 300			
107	271, 600	327, 600			
108	271, 900	328, 000			
109	272, 200	328, 400			
110	272, 500	328, 700			
111	272, 800	329, 100			
112	273, 000	329, 400			
113	273, 300	329, 700			
114	273, 600	330, 100			
115	273, 900	330, 400			
116	274, 300	330, 600			
117	274, 600	330, 800			
118	274, 900	331, 100			
119	275, 300	331, 500			
120	275, 700	331, 900			
121	275, 900	332, 100			
122	276, 100				
123	276, 500				
124	276, 800				
125	277, 000				
126	277, 300				
127	277, 700				
128	278, 100				
129	278, 300				
130	278, 700				
131	279, 100				
132	279, 400				
133	279, 600				
134	279, 900				
135	280, 300				
136	280, 600				
137	280, 800				
138	281, 100				
139	281, 400				
140	281, 700				
141	281, 900				
142	282, 100				
143	282, 300				
144	282, 600				

145	283,000				
146	283,200				
147	283,500				
148	283,800				
149	284,100				
150	284,300				
151	284,600				
152	284,800				
153	285,100				

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（一）（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	266,500	349,000	409,700	477,900
2	269,100	352,000	412,400	480,300
3	271,500	354,800	414,900	482,500
4	273,900	357,700	417,600	484,800
5	276,000	360,200	419,900	487,000
6	279,500	363,300	422,000	489,100
7	283,000	366,300	423,300	491,300
8	286,500	369,100	426,100	493,400
9	290,100	371,200	427,500	495,300
10	293,600	373,700	430,200	497,400
11	297,200	376,400	432,700	499,500
12	300,800	379,000	435,100	501,600
13	304,300	381,700	437,400	503,700
14	308,200	385,100	440,000	505,500
15	312,100	388,100	441,900	507,700
16	315,800	391,400	444,000	509,800
17	319,400	394,500	446,000	511,800
18	322,900	397,100	448,200	513,800
19	326,400	399,600	450,400	515,800
20	330,000	402,100	452,600	517,600
21	333,600	404,600	454,000	519,400
22	337,400	406,700	456,400	521,300
23	340,700	407,900	458,700	523,100
24	344,100	410,300	460,900	524,900
25	347,400	411,600	462,900	526,500
26	349,900	413,800	465,300	528,300
27	352,400	415,900	467,500	530,100
28	354,700	417,900	469,800	531,900
29	356,800	420,100	471,900	533,500
30	358,500	422,200	474,100	535,400
31	360,200	423,800	476,400	537,200
32	362,000	425,500	478,500	539,000
33	364,000	427,400	480,400	540,600
34	366,200	428,900	482,500	542,400
35	368,300	430,700	484,600	544,100

36	370,300	432,500	486,600	545,800
37	372,200	434,400	488,700	547,400
38	374,400	436,400	490,400	549,100
39	376,500	438,300	492,200	550,500
40	378,500	440,200	494,100	552,100
41	380,600	442,000	495,700	553,600
42	381,300	443,700	497,500	555,000
43	381,600	445,400	499,300	556,400
44	383,100	447,200	500,900	557,700
45	383,500	449,000	502,300	558,900
46	384,800	450,900	504,000	559,900
47	386,100	452,600	505,800	560,900
48	387,400	454,300	507,600	561,900
49	388,200	455,900	509,100	562,900
50	389,000	457,600	510,400	563,900
51	389,800	459,300	511,700	564,800
52	390,300	461,000	513,000	565,700
53	391,100	462,900	514,000	566,500
54	391,900	464,100	515,300	567,400
55	392,600	465,400	516,600	568,300
56	393,300	466,600	517,900	569,200
57	394,100	467,600	518,900	570,100
58	395,000	468,600	519,700	571,000
59	395,700	469,500	520,600	571,900
60	396,300	470,300	521,400	572,600
61	396,800	471,100	522,300	573,500
62	397,300	471,800	523,100	574,400
63	397,700	472,500	524,000	575,300
64	398,100	473,100	524,800	576,200
65	398,400	473,800	525,700	577,100
66		474,500	526,600	
67		475,100	527,300	
68		475,700	528,200	
69		476,000	529,100	
70		476,600	529,900	
71		477,300	530,800	
72		478,100	531,700	
73		478,500	532,500	
74		479,100	533,400	
75		479,800	534,300	
76		480,500	535,100	
77		480,900	535,900	
78		481,500	536,800	
79		482,100	537,700	
80		482,600	538,600	
81		483,200	539,400	
82		483,700	540,300	
83		484,200	541,200	
84		484,700	542,100	
85		485,100	542,900	

86		485,700	543,800	
87		486,100	544,700	
88		486,600	545,600	
89		487,100	546,400	
90		487,700		
91		488,300		
92		488,700		
93		489,200		
94		489,800		
95		490,400		
96		490,900		
97		491,400		

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（二）（単位：円）

等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	168,300	204,200	237,700	260,600	289,400	325,300	368,000
2	169,800	205,800	239,000	261,700	291,200	327,500	370,600
3	171,200	207,300	240,300	262,900	293,200	329,700	373,000
4	172,600	208,700	241,500	264,000	295,100	331,700	375,400
5	173,900	210,300	242,700	265,200	296,900	333,800	377,300
6	175,700	211,400	244,000	266,400	298,900	335,800	379,900
7	177,400	212,600	245,100	267,400	300,700	337,700	382,200
8	179,000	213,800	246,200	268,500	302,600	339,600	384,700
9	180,600	215,300	247,200	269,600	304,400	341,500	387,100
10	182,300	216,800	248,200	270,300	306,100	343,500	389,700
11	184,000	218,300	249,500	271,000	307,300	345,500	392,300
12	186,000	219,800	250,600	271,800	309,500	347,600	395,000
13	187,300	221,300	251,900	272,800	310,900	349,400	397,300
14	189,100	222,700	253,100	273,900	312,800	351,500	399,600
15	191,100	224,200	254,300	274,900	314,800	353,300	401,800
16	192,900	225,700	255,500	276,000	316,600	355,200	404,100
17	194,800	227,000	256,300	277,200	318,500	356,900	405,900
18	196,000	228,300	257,500	278,700	320,400	358,900	407,900
19	197,500	229,800	258,600	280,300	322,300	360,700	409,800
20	198,900	231,100	259,700	281,900	324,100	362,600	411,600
21	200,200	232,200	261,000	283,400	325,900	364,500	413,400
22	201,700	233,300	261,800	285,000	327,800	366,500	415,200
23	203,100	234,400	262,600	286,600	329,600	368,400	417,000
24	204,400	235,500	263,400	288,200	331,500	370,300	418,800
25	206,000	236,600	264,300	289,900	333,200	372,200	420,400
26	207,000	237,800	265,300	291,400	335,100	374,100	422,000
27	208,100	239,000	266,300	292,900	337,100	376,000	423,500
28	209,200	240,100	267,300	294,700	338,900	377,900	425,000
29	210,400	241,200	268,500	295,800	340,200	379,500	426,500
30	211,500	242,500	270,000	297,300	342,000	381,300	427,800
31	212,600	243,900	271,500	298,800	343,700	383,100	429,100

32	213,800	245,000	272,900	300,300	345,500	384,700	430,300
33	215,200	246,100	274,100	301,800	347,200	386,400	431,500
34	216,500	247,400	275,700	303,400	349,000	387,800	432,800
35	217,800	248,100	277,200	305,100	350,900	389,200	434,100
36	219,000	249,400	278,700	306,700	352,700	390,600	435,400
37	220,000	250,900	279,700	308,000	354,300	392,000	436,600
38	221,000	251,800	281,200	309,600	356,000	393,300	437,400
39	222,000	252,800	282,700	311,100	357,600	394,500	438,200
40	223,000	253,800	284,000	312,600	359,200	395,500	439,000
41	223,900	254,700	284,900	314,200	360,400	396,600	439,600
42	224,700	255,400	286,500	315,800	361,500	397,800	440,300
43	225,500	256,300	287,900	317,400	362,700	398,900	441,000
44	226,400	257,100	289,300	318,900	363,900	400,000	441,700
45	227,300	258,000	290,600	319,800	365,000	400,700	442,500
46	228,200	259,200	292,200	321,200	365,800	401,400	443,300
47	229,100	260,400	293,700	322,800	366,800	402,100	443,700
48	230,000	261,500	295,100	324,400	367,900	402,800	444,400
49	230,700	262,800	296,300	325,800	368,900	403,400	444,900
50	231,700	264,100	297,800	327,100	369,900	404,000	445,300
51	232,600	265,200	299,100	328,300	370,900	404,500	445,700
52	233,400	266,300	300,600	329,500	371,800	404,900	446,100
53	233,700	267,000	301,900	330,500	372,600	405,300	446,500
54	234,500	268,300	303,300	331,500	373,400	405,600	446,900
55	235,100	269,400	304,700	332,500	374,300	405,900	447,300
56	235,800	270,700	306,000	333,400	375,100	406,200	447,600
57	236,400	271,200	307,000	333,900	375,600	406,600	447,900
58	237,000	272,200	308,300	334,800	376,400	406,900	448,300
59	237,500	273,300	309,500	335,700	377,200	407,200	448,600
60	238,000	274,400	310,900	336,600	378,100	407,500	448,900
61	238,600	275,200	312,200	337,300	378,500	407,800	449,300
62	239,100	276,200	313,400	337,600	379,200	408,100	
63	239,600	277,100	314,600	338,100	379,900	408,400	
64	240,200	278,000	315,800	338,700	380,500	408,700	
65	240,700	278,800	317,100	339,300	380,900	409,000	
66	241,200	279,800	317,900	340,000	381,500	409,300	
67	241,800	280,700	318,600	340,700	382,200	409,600	
68	242,300	281,600	319,300	341,300	382,800	409,900	
69	242,800	282,500	319,900	342,000	383,200	410,100	
70	243,300	283,500	320,600	342,500	383,700	410,400	
71	243,800	284,600	321,300	343,100	384,200	410,700	
72	244,300	285,600	322,000	343,700	384,700	410,900	
73	244,600	286,200	322,600	344,000	385,300	411,100	
74	245,300	286,800	322,800	344,600	385,800	411,400	
75	245,700	287,300	323,300	345,100	386,400	411,700	
76	246,400	288,100	323,800	345,600	387,000	411,900	
77	246,600	288,900	324,400	346,100	387,500	412,100	
78	246,800	289,500	324,900	346,600	388,000	412,400	
79	247,200	290,100	325,400	347,100	388,500	412,700	
80	247,400	290,600	325,800	347,500	389,000	412,900	

81	247,500	291,100	326,400	347,800	389,300	413,100
82	247,900	291,600	326,900	348,100	389,800	413,400
83	248,300	292,000	327,300	348,500	390,200	413,700
84	248,400	292,200	327,800	348,800	390,600	413,900
85	248,600	292,400	328,300	349,400	391,000	414,100
86		292,600	328,700	349,700	391,500	
87		292,900	328,900	350,000	391,900	
88		293,100	329,200	350,300	392,300	
89		293,500	329,600	350,700	392,700	
90		293,700	330,000	351,000	393,200	
91		293,900	330,400	351,400	393,600	
92		294,100	330,800	351,700	394,000	
93		294,500	331,100	352,100	394,400	
94		294,700	331,300	352,400		
95		294,900	331,700	352,700		
96		295,200	332,000	353,000		
97		295,500	332,200	353,300		
98		295,700	332,500	353,700		
99		295,900	332,800	354,100		
100		296,200	333,100	354,500		
101		296,500	333,300	355,000		
102		296,700	333,600	355,400		
103		296,900	334,000	355,800		
104		297,200	334,200	356,200		
105		297,500	334,300	356,700		
106			334,600			
107			335,000			
108			335,300			
109			335,500			
110			335,900			
111			336,300			
112			336,700			
113			336,900			

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（三）（単位：円）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	184,700	212,500	255,300	274,300	295,800	335,100
2	186,200	214,400	256,700	275,200	297,300	337,100
3	187,700	216,400	258,200	276,000	298,900	339,100
4	189,100	218,300	259,700	276,800	300,500	341,100
5	190,700	220,300	260,900	277,300	301,900	343,100
6	192,200	222,100	261,700	278,200	303,600	345,200
7	193,600	223,900	262,500	278,900	305,200	347,200
8	195,100	225,600	263,200	279,800	306,800	349,200
9	196,400	227,300	263,900	280,700	308,400	350,800

10	198, 100	228, 700	264, 600	281, 300	309, 800	352, 800
11	199, 700	230, 000	265, 400	282, 200	310, 700	354, 700
12	201, 300	231, 000	266, 100	283, 100	312, 500	356, 700
13	202, 600	232, 400	266, 900	284, 000	313, 500	358, 600
14	204, 600	233, 400	267, 800	284, 900	315, 100	360, 600
15	206, 700	234, 400	268, 600	285, 800	316, 700	362, 600
16	208, 700	235, 300	269, 500	286, 700	318, 400	364, 700
17	210, 700	236, 400	270, 000	287, 700	319, 900	366, 600
18	212, 700	237, 800	270, 800	288, 800	321, 400	368, 600
19	214, 900	239, 200	271, 600	289, 800	322, 900	370, 700
20	216, 900	240, 300	272, 400	290, 900	324, 300	372, 700
21	218, 800	241, 500	273, 200	292, 200	325, 700	374, 400
22	220, 500	243, 100	273, 900	293, 600	327, 100	376, 500
23	222, 200	244, 800	274, 600	294, 800	328, 600	378, 700
24	223, 900	246, 200	275, 400	296, 000	330, 000	380, 700
25	225, 200	247, 400	276, 200	297, 100	331, 400	382, 600
26	226, 600	248, 700	276, 900	298, 500	332, 800	384, 200
27	227, 600	250, 100	277, 700	299, 900	334, 200	386, 000
28	228, 700	251, 400	278, 500	301, 500	335, 600	387, 800
29	229, 800	252, 800	279, 500	302, 200	336, 800	389, 500
30	230, 600	253, 800	280, 600	303, 500	338, 300	391, 200
31	231, 400	254, 600	282, 000	305, 000	339, 700	393, 200
32	232, 100	255, 300	283, 200	306, 200	341, 200	394, 900
33	233, 200	256, 100	284, 400	307, 400	342, 700	396, 600
34	234, 400	257, 000	285, 700	308, 800	344, 200	398, 300
35	235, 500	257, 900	286, 800	310, 200	345, 700	400, 100
36	236, 500	258, 700	288, 000	311, 600	347, 200	401, 800
37	237, 500	259, 400	289, 400	312, 900	348, 800	403, 400
38	238, 800	260, 400	290, 500	314, 200	350, 500	405, 100
39	240, 100	261, 200	291, 700	315, 600	352, 000	407, 000
40	241, 300	262, 100	293, 000	317, 100	353, 500	408, 800
41	242, 100	262, 500	293, 700	318, 600	354, 700	410, 300
42	243, 100	263, 300	294, 900	320, 000	356, 200	411, 800
43	244, 200	264, 100	296, 100	321, 400	357, 700	413, 300
44	245, 200	264, 800	297, 300	322, 700	359, 100	414, 600
45	246, 200	265, 500	298, 400	323, 500	360, 500	415, 700
46	247, 200	266, 300	299, 700	324, 900	361, 500	416, 800
47	248, 100	266, 900	301, 000	326, 300	362, 900	417, 900
48	248, 900	267, 600	302, 300	327, 800	364, 300	419, 100
49	249, 700	268, 300	303, 400	328, 900	365, 600	420, 400
50	250, 600	269, 100	304, 600	330, 200	367, 000	421, 600
51	251, 500	269, 800	305, 800	331, 500	368, 300	422, 800
52	252, 400	270, 700	307, 000	332, 800	369, 600	423, 900
53	253, 000	271, 700	308, 500	334, 100	371, 100	425, 100
54	253, 900	272, 700	309, 800	335, 400	372, 300	426, 100
55	254, 800	273, 900	311, 100	336, 800	373, 400	427, 200
56	255, 600	275, 100	312, 300	338, 100	374, 600	428, 300
57	256, 300	276, 300	313, 100	339, 000	375, 700	429, 400
58	257, 200	277, 700	314, 300	340, 300	376, 600	429, 900
59	257, 800	279, 000	315, 500	341, 500	377, 600	430, 500

60	258,600	280,300	316,900	342,800	378,600	430,900
61	259,300	281,500	318,000	343,800	379,200	431,500
62	260,000	282,700	319,300	344,700	380,000	432,000
63	260,700	283,900	320,500	345,800	380,800	432,400
64	261,400	285,200	321,800	347,000	381,600	432,900
65	262,000	285,900	323,000	348,100	382,300	433,400
66	262,800	287,100	324,300	349,300	383,000	433,800
67	263,300	288,400	325,500	350,600	383,800	434,100
68	263,900	289,400	326,700	351,600	384,500	434,400
69	264,500	290,400	327,400	352,600	385,100	434,900
70	265,100	291,800	328,500	353,600	385,700	
71	265,900	293,100	329,600	354,700	386,400	
72	266,700	294,300	330,500	355,800	387,000	
73	267,900	295,300	331,600	356,600	387,700	
74	269,000	296,600	332,300	357,700	388,200	
75	270,000	297,800	333,400	358,800	388,800	
76	271,000	299,000	334,500	359,800	389,300	
77	271,900	300,300	335,700	360,500	389,700	
78	272,800	301,500	336,900	361,300	390,300	
79	273,800	302,700	338,000	362,100	390,800	
80	274,900	303,900	339,100	362,800	391,100	
81	275,700	304,400	340,200	363,400	391,400	
82	276,300	305,600	341,300	364,000	391,900	
83	277,200	306,700	342,300	364,600	392,400	
84	277,900	307,900	343,400	365,100	392,700	
85	278,600	309,000	344,300	365,700	393,000	
86	279,300	310,200	345,300	366,200	393,500	
87	280,000	311,400	346,200	366,800	394,000	
88	280,700	312,500	347,200	367,300	394,400	
89	281,500	313,600	348,100	367,700	394,700	
90	282,300	314,800	348,900	368,100	395,100	
91	283,100	316,000	349,800	368,700	395,600	
92	283,900	317,100	350,600	369,200	396,000	
93	284,700	317,900	351,200	369,500	396,400	
94	285,700	318,600	351,800	370,000	396,800	
95	286,600	319,300	352,500	370,400	397,300	
96	287,500	319,900	353,100	370,700	397,700	
97	288,100	320,500	353,500	371,300	398,100	
98	288,800	320,800	353,900	371,800	398,500	
99	289,400	321,500	354,400	372,300	399,000	
100	290,300	322,000	354,800	372,800	399,400	
101	291,100	322,400	355,300	373,400	399,800	
102	291,900	323,000	355,700	373,900		
103	292,700	323,600	356,200	374,400		
104	293,600	324,100	356,600	374,800		
105	294,100	324,500	356,900	375,400		
106	294,600	325,000	357,400	375,900		
107	295,100	325,500	357,800	376,400		
108	295,500	326,000	358,100	376,900		
109	295,700	326,400	358,600	377,500		

110	296,000	326,800	359,100	378,000
111	296,200	327,100	359,600	378,500
112	296,500	327,400	360,100	379,000
113	296,800	327,700	360,600	379,600
114	297,000	328,100	361,100	
115	297,300	328,500	361,600	
116	297,500	328,800	362,000	
117	297,800	329,000	362,400	
118	298,100	329,300	362,800	
119	298,400	329,700	363,300	
120	298,700	329,900	363,900	
121	299,000	330,100	364,300	
122	299,400	330,400	364,800	
123	299,700	330,700	365,300	
124	300,100	331,000	365,800	
125	300,300	331,200	366,100	
126	300,500	331,500		
127	300,800	331,900		
128	301,200	332,100		
129	301,400	332,200		
130	301,700	332,500		
131	302,100	332,900		
132	302,500	333,100		
133	302,700	333,400		
134	303,000	333,800		
135	303,400	334,200		
136	303,700	334,600		
137	303,900	334,900		
138	304,200	335,400		
139	304,600	335,800		
140	304,900	336,200		
141	305,100	336,500		
142	305,500	336,900		
143	305,900	337,200		
144	306,200	337,600		
145	306,300	337,900		
146	306,600	338,300		
147	307,000	338,700		
148	307,400	339,100		
149	307,600	339,400		
150	307,800	339,800		
151	308,100	340,200		
152	308,400	340,600		
153	308,800	340,900		
154	309,000			
155	309,200			
156	309,500			
157	309,800			

158	310,100				
159	310,400				
160	310,700				
161	311,100				
162	311,400				
163	311,700				
164	312,000				
165	312,400				
166	312,700				
167	313,000				
168	313,300				
169	313,700				

別表第5（第4条関係）

技能職給料表（単位：円）

等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	148,100	201,600	221,400	262,000	287,500
2	149,100	202,600	222,500	263,200	289,300
3	150,100	203,600	223,400	264,200	290,900
4	151,100	204,400	224,300	265,300	292,500
5	152,200	205,100	225,300	266,000	294,000
6	153,300	206,600	226,600	267,000	295,400
7	154,500	207,900	227,800	267,900	296,200
8	155,500	209,000	229,000	268,800	298,000
9	156,400	210,300	230,300	269,400	298,900
10	157,500	211,000	231,900	270,100	300,600
11	158,600	211,800	233,400	270,900	302,300
12	159,700	212,500	234,600	271,700	303,900
13	160,600	213,600	235,700	272,400	305,200
14	161,700	214,600	236,900	273,300	306,700
15	162,900	215,500	238,100	274,100	308,100
16	164,000	216,300	239,000	274,900	309,400
17	165,100	217,200	239,600	275,500	310,900
18	166,500	218,200	240,000	276,600	312,400
19	167,800	219,100	240,400	277,500	314,000
20	169,100	220,000	240,900	278,400	315,600
21	170,200	220,700	241,400	279,200	316,600
22	171,400	221,500	242,800	279,900	318,000
23	172,600	222,300	244,000	280,600	319,300
24	173,800	222,900	244,900	281,300	320,700
25	174,900	223,600	246,000	281,800	321,900
26	176,400	224,100	247,200	282,500	323,200
27	177,900	224,500	248,400	283,300	324,600
28	179,400	225,000	249,700	284,000	326,000
29	180,800	225,600	250,400	284,800	327,500
30	182,100	226,600	251,500	285,700	328,700

31	183,700	227,500	252,700	286,500	330,000
32	185,200	228,200	253,800	287,300	331,200
33	186,700	228,700	254,900	288,000	332,200
34	188,400	229,700	255,800	288,900	333,100
35	190,100	230,700	256,700	289,800	334,200
36	191,800	231,700	257,700	290,800	335,400
37	193,500	232,200	259,000	291,400	336,500
38	194,600	233,300	259,500	292,200	337,500
39	196,000	234,400	260,400	293,000	338,500
40	197,100	235,400	261,300	293,800	339,500
41	198,100	236,100	262,200	294,400	340,400
42	199,500	237,100	263,100	295,400	341,300
43	200,700	238,000	264,000	296,400	342,200
44	202,000	238,800	265,100	297,300	343,100
45	203,500	239,600	265,500	298,000	344,000
46	204,500	240,400	266,500	298,900	345,000
47	205,400	241,100	267,500	299,800	346,000
48	206,500	241,700	268,500	300,600	346,900
49	207,600	242,500	269,400	301,200	347,800
50	208,600	243,200	270,200	301,800	348,700
51	209,500	244,100	270,900	302,400	349,700
52	210,500	245,000	271,800	303,100	350,500
53	211,600	245,900	272,300	303,700	351,300
54	212,600	246,800	273,400	304,500	352,100
55	213,500	247,300	274,000	305,200	352,900
56	214,500	248,100	274,800	305,900	353,600
57	215,400	248,800	275,400	306,600	354,300
58	216,000	249,600	276,300	307,300	355,100
59	216,700	250,300	277,200	308,000	355,900
60	217,500	250,900	278,100	308,600	356,500
61	218,300	251,500	279,000	309,200	357,200
62	218,800	252,300	280,000	309,900	357,900
63	219,300	253,100	280,800	310,600	358,600
64	219,800	253,700	281,800	311,200	359,300
65	220,300	254,300	282,600	311,700	359,900
66	220,900	254,800	283,400	312,200	360,400
67	221,500	255,200	284,200	312,800	360,900
68	222,000	255,700	284,900	313,400	361,400
69	222,300	256,400	285,500	314,000	361,800
70	222,600	256,900	286,300	314,400	
71	222,900	257,300	287,100	314,900	
72	223,200	257,600	287,800	315,400	
73	223,400	257,800	288,500	315,700	
74	223,800	258,100	289,200	316,200	
75	224,100	258,500	289,900	316,700	
76	224,500	258,900	290,700	317,100	
77	224,700	259,200	291,200	317,300	
78	225,200	259,600	291,700	317,600	
79	225,500	260,000	292,000	317,900	
80	225,800	260,400	292,400	318,200	

81	226, 100	260, 700	292, 900	318, 500
82	226, 400	261, 000	293, 300	318, 800
83	226, 700	261, 300	293, 800	319, 100
84	227, 000	261, 500	294, 300	319, 400
85	227, 300	261, 700	294, 600	319, 600
86	227, 600	261, 900	295, 100	320, 000
87	227, 900	262, 200	295, 700	320, 300
88	228, 300	262, 500	296, 200	320, 600
89	228, 500	262, 800	296, 500	320, 800
90	228, 900	262, 900	297, 000	321, 100
91	229, 300	263, 200	297, 500	321, 400
92	229, 700	263, 400	297, 800	321, 700
93	229, 800	263, 700	298, 200	321, 900
94	230, 000	264, 000	298, 700	322, 200
95	230, 400	264, 300	299, 200	322, 500
96	230, 800	264, 500	299, 700	322, 700
97	230, 900	264, 700	300, 000	322, 900
98	231, 200	265, 000	300, 400	323, 200
99	231, 400	265, 200	300, 900	323, 500
100	231, 700	265, 500	301, 400	323, 700
101	232, 000	265, 800	301, 800	323, 900
102	232, 200	266, 000	302, 200	
103	232, 500	266, 300	302, 500	
104	232, 800	266, 600	302, 800	
105	233, 100	266, 800	303, 100	
106	233, 600	267, 000	303, 500	
107	233, 900	267, 300	303, 900	
108	234, 200	267, 500	304, 300	
109	234, 400	267, 800	304, 600	
110	234, 800	268, 100	305, 000	
111	235, 200	268, 400	305, 400	
112	235, 500	268, 600	305, 700	
113	235, 700	268, 800	305, 900	
114	236, 300	269, 100	306, 200	
115	236, 800	269, 300	306, 600	
116	237, 300	269, 500	306, 800	
117	237, 600	269, 800	307, 000	
118	238, 000	270, 100	307, 300	
119	238, 400	270, 400	307, 600	
120	238, 600	270, 700	307, 800	
121	239, 000	270, 900	308, 000	
122		271, 100	308, 300	
123		271, 400	308, 600	
124		271, 700	308, 800	
125		271, 900	309, 000	
126		272, 100	309, 300	
127		272, 400	309, 600	
128		272, 700	309, 800	
129		272, 900	310, 000	
130		273, 100	310, 300	

131		273,400	310,600		
132		273,700	310,800		
133		273,900	311,000		
134		274,100			
135		274,400			
136		274,700			
137		274,900			

別表第6（第5条第2項関係）

職 務 基 準 表

給料表	職務の級	標準的な職務
福祉職給料表	1級	主事、生活支援ワーカーの職務
	2級	1 係長、主任主査の職務 2 主査の職務
	3級	1 施設の課長、室長の職務 2 主幹の職務
	4級	1 事務局の課長、所長の職務 2 施設の園長、所長、部長の職務 3 施設の副園長、副所長、副部長の職務 4 副参事の職務
	5級	1 事務局の部長の職務 2 地域福祉サービスセンター長の職務 3 宮城県船形の郷の副施設長の職務 4 事務局の次長の職務 5 地域福祉サービスセンターの副センター長の職務 6 みやぎハートフルセンターの副施設長の職務 7 参事の職務
	6級	1 事務局長の職務 2 宮城県船形の郷の施設長の職務 3 みやぎハートフルセンターの施設長の職務 4 会長が特に認める事務局の部長の職務
医療職給料表 (二)	1級	管理栄養士、作業療法士、理学療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
	2級	困難な業務を行う栄養士等の職務
	3級	1 係長、主任主査の職務 2 主査の職務
	4級	1 課長の職務 2 主幹の職務
	5級	施設の所長、部長の職務
	6級	1 地域福祉サービスセンター長の職務 2 地域福祉サービスセンターの副センター長の職務
医療職給料表 (三)	1級	1 准看護師の職務
	2級	1 看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務
	3級	1 係長、主任主査の職務 2 主査の職務
	4級	1 課長の職務 2 主幹の職務
	5級	1 施設の所長、部長の職務 2 施設の副部長の職務

	6級	1 地域福祉サービスセンター長の職務 2 地域福祉サービスセンターの副センター長の職務
技能職給料表	1級	技師（調理）、技師（運転技術）、技師（業務）の職務
	2級	主査の職務
	3級	主幹の職務
	4級	副参事の職務
	5級	参事の職務

別表第7（第6条関係）

初任給基準表

適用給料表	職	学歴	初任給
福祉職給料表	生活支援ワーカー 主事	大学卒	1級21号俸
		短大卒 専門学校卒	1級11号俸
		高校卒	1級1号俸
医療職給料表（一）	医師	大学6卒	1級9号俸
医療職給料表（二）	管理栄養士 作業療法士 理学療法士	大学卒	1級19号俸
	作業療法士 理学療法士	短大3卒	1級13号俸
医療職給料表（三）	看護師	短大3卒	2級1号俸
		短大2卒	1級13号俸
	准看護師	准看護師養成所卒	1級1号俸
技能職給料表	技師（運転技術） 技師（調理） 技師（業務）	高校卒	1級16号俸

別表第8（第12条関係）

管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
事務局	事務局長	1種
	会長が特に認める部長	2種
	部長	3種
	次長	4種
	宮城県地域支え合い・生活支援連絡協議会事務局長	6種
	課長	6種
	所長	6種
みやぎハートフルセンター	施設長	2種
	副施設長	4種
	所長	6種
宮城県船形の郷	施設長	2種
	副施設長	3種
	部長	5種
	所長	5種
	副部長	6種
県北地域福祉サービスセンター	センター長	3種
	所長	5種
仙台北地域福祉サービスセンター	センター長	3種
	副センター長	4種
	所長	5種
県中央地域福祉サービスセンター	センター長	3種
	副センター長	4種
	園長	5種
	所長	5種
宮城県介護研修センター	所長	5種
なごみなの里地域福祉サービスセンター	センター長	3種
	副センター長	4種
	園長	5種
	所長	5種
	副園長	6種
	副所長	6種
太白荘	園長	5種
	副園長	6種
共通	参事	5種

別表第9（第12条関係）

管理職手当の月額

区分	管理職手当
1種	90,000円
2種	80,000円
3種	70,000円
4種	60,000円
5種	50,000円
6種	40,000円

普通自動車使用距離区分表

(小型自動車、軽自動車)

普通自動車等の使用距離区分(片道)		支給月額
4キロメートル未満		2, 100円
4キロメートル以上	6キロメートル未満	4, 300円
6キロメートル以上	8キロメートル未満	5, 200円
8キロメートル以上	10キロメートル未満	6, 100円
10キロメートル以上	12キロメートル未満	7, 400円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	8, 700円
14キロメートル以上	16キロメートル未満	10, 300円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	11, 400円
18キロメートル以上	20キロメートル未満	12, 700円
20キロメートル以上	22キロメートル未満	14, 000円
22キロメートル以上	24キロメートル未満	15, 400円
24キロメートル以上	26キロメートル未満	16, 700円
26キロメートル以上	28キロメートル未満	18, 000円
28キロメートル以上	30キロメートル未満	19, 400円
30キロメートル以上	32キロメートル未満	20, 700円
32キロメートル以上	34キロメートル未満	22, 000円
34キロメートル以上	36キロメートル未満	23, 300円
36キロメートル以上	38キロメートル未満	24, 700円
38キロメートル以上	40キロメートル未満	26, 000円
40キロメートル以上	42キロメートル未満	27, 300円
42キロメートル以上	44キロメートル未満	28, 700円
44キロメートル以上	46キロメートル未満	30, 000円
46キロメートル以上	48キロメートル未満	31, 300円
48キロメートル以上	50キロメートル未満	32, 700円
50キロメートル以上	52キロメートル未満	34, 000円
52キロメートル以上	54キロメートル未満	35, 300円
54キロメートル以上	56キロメートル未満	36, 700円
56キロメートル以上	58キロメートル未満	38, 000円
58キロメートル以上	60キロメートル未満	39, 300円
60キロメートル以上	62キロメートル未満	40, 700円
62キロメートル以上	64キロメートル未満	42, 000円
64キロメートル以上	66キロメートル未満	43, 300円
66キロメートル以上	68キロメートル未満	44, 600円
68キロメートル以上	70キロメートル未満	46, 000円
70キロメートル以上	72キロメートル未満	47, 300円
72キロメートル以上	74キロメートル未満	48, 600円
74キロメートル以上	76キロメートル未満	50, 000円
76キロメートル以上	78キロメートル未満	51, 300円
78キロメートル以上	80キロメートル未満	52, 600円
80キロメートル以上		54, 000円

別表第 10 の 1 (第 16 条関係)

(バイク、自転車等)

普通自動車等の使用距離区分(片道)		支給月額
5キロメートル未満		2,000円
5キロメートル以上	10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上	15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上	20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上	25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上	30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上	35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上	40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上	45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上	50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上	55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上		31,600円

別表第 10 の 2 (第 17 条関係)

単身赴任手当加算額表

交通距離 (片道)		加算額
100キロメートル以上	300キロメートル未満	6,000円
300キロメートル以上	500キロメートル未満	12,000円
500キロメートル以上	700キロメートル未満	18,000円
700キロメートル以上	900キロメートル未満	24,000円
900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	30,000円
1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	35,000円
1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	40,000円
1,500キロメートル以上		45,000円

別表 11 (第 26 条関係)

管理職特別勤務手当の額

区分	額
1種	12,000円
2種及び3種	10,000円
4種	8,000円
5種	6,000円
6種	4,000円

別表 11 の 1 (第 26 条関係)

管理職特別勤務手当の額

区分	額
1 種	6,000 円
2 種及び 3 種	5,000 円
4 種	4,000 円
5 種	3,000 円
6 種	2,000 円